



〈撮影者：梶浦明裕弁護士 屋久島トロッコ軌道〉

昨年中は大変お世話になりました 本年もよろしくお願い申し上げます

2022年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの流行にも落ち着きが見え始めたところでございますが、新株の出現もあり、未だに気が抜けない日々が続いております。この1年が、様々な意味において、「再生の年」となることを心から願うばかりです。

さて、本新年号におきましては、社会内において存在意義が拡大しているADR（裁判外紛争解決手続）について、実例を担当した見地から、工藤杏平弁護士がご紹介申し上げます。ADRは、民事上の紛争について、裁判によらず、公平中立な第三者の介入を得て、当事者間の話し合いによる解決を可能とする手続です。同手続の活用により、迅速かつ柔軟な解決が期待できることとなります。

また、2020年3月、土地基本法等の一部を改正する法律が公布されたことを受け、古川史高弁護士より、相続登記の義務化についてご説明致します。

さらに、SDGsの観点より、企業のコンプライアンス経営について、井崎淳二弁護士がご説明致します。

ADR(裁判外紛争解決手続)について

弁護士 工藤 杏平

1 はじめに



令和3年4月21日、私が参加している弁護団による損害賠償等請求事件につき、「国民生活センターのADR」を利用して、和解により解決しました。

当該事件に関する詳細は、以下の各サイトからご確認頂ければと思います。

①国民生活センターのサイト(国民生活センターのトップページから、順次、「相談・紛争解決／情報受付」→「ADR(裁判外紛争解決手続)の紹介」→「国民生活センター紛争解決委員会によるADRの結果の概要」と進んで頂き、「事例4」という事件をご参照ください。)

②医療問題弁護団のホームページ(医療問題弁護団のトップページから、順次、「医療問題弁護団の紹介」→「最近の活動」→「事件報告・提言」と進んで頂き、「2021.10.25:和解解決の報告3」という報告をご参照ください。)

本特集記事では、「ADR(裁判外紛争解決手続)」と「国民生活センターのADR」についてご紹介させていただきます。

2 「ADR(裁判外紛争解決手続)」とは

「ADR(裁判外紛争解決手続)」とは、「Alternative Dispute Resolution(裁判に代替する紛争解決手段)」の頭文字を取ったものです。

これは、文字どおり、裁判所を利用した訴訟や調停などの「裁判」によることなく、法的なトラブルを解決する方法や手段などを広く総称して呼ばれています。例えば、「仲裁」や「あっせん」など、様々なものがあり、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」という法律により利用促進が促されています。

本特集記事で紹介する「国民生活センターのADR」の他に、様々な種類のADR制度が存在します。例えば、一部を紹介するだけでも、

- ・公益財団法人交通事故紛争処理センターのADR(交通事故に関するトラブル)
 - ・全国社会保険労務士会連合会のADR(解雇や賃金などの労使トラブル)
 - ・特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターのADR(金融商品のトラブル)
 - ・公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会のADR(賃貸借や不動産売買、マンション管理などの不動産トラブル)
 - ・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のADR(スポーツ関係のトラブル)
 - ・日本知的財産仲裁センターのADR(特許や商標などの知的財産に関するトラブル)
 - ・日本弁護士連合会の医療ADR(医療に関するトラブル)
- などが存在します。

ADRの特徴としては、①手続の簡便性(裁判のように厳格な手続規制はなく柔軟に対応可能)、②早期の解決(訴訟では半年～1年ほどかかることもよくありますが、ADRの場合はより早期の解決の可能性があります。)、③非公開(ADRでは手続が非公開であるためプライバシーの高い事案などにも適しています。)などがあります。

3 国民生活センターのADRについて

国民生活センターのADRは、「重要消費者紛争」の解決を図るため、「紛争解決委員会」が、「和解の仲介」または「仲裁」の2種類の手続を行う制度です。

「紛争解決委員会」の委員は、法律や商品、役務の取引について、専門的な知識・経験を有する者のうちから選ばれ、内閣総理大臣の認可を受けて、国民生活センター理事長が任命することとされ、国民生活センターのホームページにおいても公表されています。

当事務所の梶浦明裕弁護士も、特別委員として紛争解決に尽力しています。

消費者紛争は幅広い分野で起こるため、それぞれの分野に応じた専門知識が要求されることから、医療、建築、自動車等、各専門分野に詳しい特別委員が任命され、紛争解決手続を実施できるようになっています。

「重要消費者紛争」とは、消費者と事業者との間に生じた民事上の紛争(消費者紛争)のうち、その解決が全国的に重要であるものとされています。国民生活センターのホームページでは、具体例として、次の二つが記載されています。

- ①特定適格消費者団体が共通義務確認の訴えを提起することができるもの
- ②i～iiiのいずれかに当てはまり、国民生活センターの指定を満たすもの
 - i 同種の被害が相当多数の者に及び、または及ぶおそれがある事件に係る消費者紛争
 - ii 国民の生命・身体又は財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事件に係る消費者紛争
 - iii i・iiに掲げるもののほか、争点が多数であり、または錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情により紛争解決委員会が実施する解決のための手続によることが適当であると認められる消費者紛争

国民生活センターのADRは、国民生活センター法という法律に基づく手続ですが、実際に利用して、以下のようなメリットが感じました。

- ・印紙代などの費用がかからない(期日手数料、成立手数料などもかからない)
- ・相手方(事業者)が合理的な理由なく手続に協力しない場合等の要件を充足すれば、当該事業者名を公表する制度等もあり、相手方の手続参加率も高い
- ・管轄が不問であり基本的に全件品川の国民生活センターで開催され、当事者が遠方の場合等は電話による期日開催も行っている
- ・理念としては消費者保護を目指しているため消費者側の主張を出来る限り酌んで解決を目指してくれる
- ・時効の更新(中断)の効果がある(国民生活センター法27条)

- ・紛争解決委員会が必要と認めるときは、結果の概要が公表され再発防止などに寄与できる（原則的公表であり、相手方次第で事業者名も公表される）

民生活センターのADR]についてご紹介させていただきました。

ADRには、早期の解決や柔軟な協議による解決などのメリットがあります。私自身、まだADRを十分に活用できていないとは言えません。今後も、ADRを含めた様々な解決のメニューを模索し、事案や依頼者の意向に即した、より柔軟かつ適切な解決を目指したいと思います。

4 おわりに

本特集記事では、「ADR（裁判外紛争解決手続）」と「国

相続登記が義務化されます

弁護士 古川 史高



「不動産を売却したいが、登記名義が祖父（祖母）のままになっている」「共同相続人がいるが、その人にも相続が発生し、関係当事者が多数になってしまった。その中には、住所や氏名がわからない人もいる」などという相談は、決して少なくありません。

これらの問題は、相続が発生した際に、速やかに相続登記手続きをしなかったことに起因することが多いのではないかと思います。

相続登記をしていない理由として、「遠隔地にあり、使用する必要がない」「相続人が多く、面倒である」「登記費用がかかる」など、いろいろあるところですが、相続登記がなされていないことから、売却手続きが進まなかったり、また、相続人が特定できないまま長期間放置

すると、いずれ所有者不明の土地になってしまうおそれもあります。

土地の所有者に、土地を管理する責任があることは、2020年の「土地基本法」改正によって、法律上も明確に定められ、その管理のため、登記手続き等の措置を講ずるように努めなければならないとされました（同法第6条）。

この改正を受けて、不動産登記法に、不動産を相続をした者は、自分がその相続した事実を知ってから3年以内に登記をしなければならない旨の義務規定が盛り込まれました（同法76条の2）。

この義務規定が、発効するのは、しばらく先（2021年4月28日から2年以内の政令で定める日）ではありますが、規定違反には、10万円の過料が課されることがありますので、注意を要します。

最近の法改正では、相続財産の管理の合理化、共有遺産の規律の見直し、土地所有者同士の相隣関係の規定の見直しなどの改正もおこなわれていますので、これらの点で、問題を感じられている方は、お気軽にご相談ください。

企業のコンプライアンス経営について

弁護士 井崎 淳二



2015年9月の国連サミット以降、各企業においてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みが盛んに行われています。

既に、1990年代には、環境問題と結びついたSRI（社会的責任投資）の考え方が世界に広まってきました。ただし、当時は、投資の対象を、環境問題対策などに取り組んでいる企業に絞る（そうでない企業は排除する）という方向の考え方でした。その後、2006年に国連が公表したESG投資の考え方が広まり、投資家が社会課題の解決に貢献する投資先を、より積極的に選択するようになりました。そこで、企業は、その持続的な成長を目指して、ESG（環

境、社会、ガバナンス）の課題に対し戦略的に取り組むようになりました。

このような流れの中でSDGsが採択されたわけですから、企業が持続的な成長を遂げるためにはSDGsに関する取組みが不可欠となります。また、その取組みこそが、中長期的に企業価値を高めることになるため、コンプライアンス経営の重要な要素であると考えられます。

以上は、流行りの話題ですが、要するに、社会通念、社会的責任、社会課題等は、時代とともに変化するものであり、それに伴い、コンプライアンス経営として取り組むべき内容は増大すると言えます。そうであれば、コンプライアンス経営は、そのような社会の変化に取り残されないことが重要であり、社会の変化に取り残されない経営者・従業員によって支えられる必要があります。

個々の経営者・従業員が、時代の流れや社会・社会常識の変化に敏感になり、日常的にコンプライアンスを意識することこそがコンプライアンス経営の基礎だろうと考えられます。

近況報告



弁護士 古川 史高

事務所の住所が、「虎ノ門」になって、初めて迎える寅年。寅年生まれの私は、今年、年男。事務所ビルの正面玄関にも虎の置物。虎、寅、虎で、今年一年も元気に吼えていきます。



弁護士 笹浪 雅義

一病息災という言葉がよく理解できる年齢になりました。まず煙草をやめ、睡眠時間も増え、コロナで酒量も劇的に減り、よく歩くようになり、おかげさまで息災に過ごしております。



弁護士 岩田 修

私の次女は夏に20歳になりますが、4月から成年年齢が18歳に変わります。18歳で契約した場合には未成年取り消しができなくなります。甘い勧誘文言には気を付けてください。



弁護士 梶浦 明裕

9月に菅義偉前内閣総理大臣の任命を受け消費者庁の消費者安全調査委員会の専門委員を拝命しました。消費生活上の生命・身体に係る事故の原因調査と発生拡大防止に努めます。



弁護士 堀田 和宏

今年も大学で学生さんたちに弁護士の仕事についてお話をする機会をいただきました。最初に大学にお邪魔してから5年目ともなるとご縁というものの不思議さを思います。



弁護士 工藤 杏平

今回、国民生活センターのADRについて記事を書かせて頂きました。ADRに限らず、訴訟以外での柔軟な解決方法はこれからも模索し続けたいと思います。本年もよろしくお願いいたします。



弁護士 古郡 賢大

SDGsへの取組みやESG投資の拡大に伴い、適切な非財務情報の開示や環境活動家による株主提案への対応等、企業が新たな法的課題に直面する場面が増えている印象です。世界的な動向のキャッチアップを具体的な法務対応に落とし込んで支援出来ればと考えています。



弁護士 月山 鉄平

昨年、弁護士1年目を心身ともに健康に乗り切ることができました。今年は自分の勉強時間をもっと確保したいです。担保法制の見直しなど、法改正の動向から目が離せません。



弁護士 伊豆 隆義

昨年は
・東京プロマーケット上場法務DDを若手とともに実施しました。
・原発賠償案件に関わり続けています。
・4人の子供のうち3人の結婚式がありました。
本年もよろしくお願いいたします。



弁護士 工藤 研

ジムもランニングも自粛中、噂を聞いて始めた○天堂の○ングフィットアドベンチャー。軽い自重筋トレ中心ですが、なぜか引き込まれて時間が経つのを忘れます。お勧めです。



弁護士 井崎 淳二

先般、某顧問先様でコンプライアンス研修の講師をさせていただいたので、その流れでコンプライアンスの記事を書きました。感想文のような記事ですが、ご容赦ください。



弁護士 近森 章宏

コロナ禍で余り目立っていませんが、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の同一労働・同一賃金の規制は、昨年の4月1日から中小企業にも適用されていますので、ご留意下さい。



弁護士 川原 奈緒子

コロナ禍にあって延期となっていた舞踊会に、この春、出演致します。1年越しの国立劇場の舞台に、思いもひとしおです。少しずつ戻りつつある日常、1日1日を大切に過ごしたいと思います。



弁護士 新森 圭

相続に関するご相談、ご依頼が続き、ここ数年の相続法改正による制度の変化を感じています。過去の本レターでも解説していますので、ご参照いただければ幸いです。



弁護士 室賀 祥護

賃貸住宅管理業法の施行により、200戸以上を取扱う住宅管理業者及びサブリース業者は、本年6月14日までに、国土交通大臣の登録を受ける必要がありますのでご注意ください。



客員弁護士 渥美 三奈子

一年半に及ぶコロナ禍による巣籠生活は、国民全体の免疫獲得まで続くのでしょうか。とすると、予想される第六波では、フィジカル以上に精神面への配慮が必要だと感じます。

事務局便り

当事務所が入居しているビルのロビーには絵画が掛けられています。いつも何気なく通り過ぎていましたが、ある時その絵が変わっていることに気づきました。季節の移り変わりにあわせて掛け替えられているのか。ビル管理の方の気まぐれなのか。私の観察は続きます。

(MH)